

令和6年度  
地域住民との協働による防災まちづくり支援業務委託  
(令和6年度開始地区)

公 募 要 領

(公募型プロポーザル)

令和6年2月

川崎市まちづくり局

## 1 件名

令和6年度 地域住民との協働による防災まちづくり支援業務委託（令和6年度開始地区）

## 2 履行期限

令和7年3月14日限り

## 3 目的

本業務は、防災まちづくり推進地区（別紙参照）内における町会（以下「支援町会」という。）において、川崎市（以下「本市」という。）が実施する「地域住民との協働による防災まちづくり」により、地域住民が主体的に防災訓練等を実施できる体制づくり等に向けた取組の支援を目的とする。

なお、支援については3年間とし、本業務は支援1年目となる。

## 4 準拠すべき図書等

本業務の遂行にあたっては、契約書、川崎市委託契約約款、本仕様書、設計書に基づくものとする。

また、本市における防災分野に関する現行の取組や経緯を踏まえるとともに、本業務の内容と密接に関係する、総合計画、都市計画法第6条の2に基づく「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び都市計画法第18条の2に基づく「川崎市都市計画マスタープラン」をはじめとする本市のまちづくりの方針、「防災都市づくり基本計画」、「地震被害想定調査」や「地域防災計画」、「かわさき強靱化計画」など政策領域別計画等を十分に理解し、作業、調査等を行う。

## 5 業務内容 ※3年間の支援の1年目

### （1）支援町会の防災活動の取組支援等

#### ア 基礎資料の作成

支援町会は合計3町会とし、各支援町会に応じて地勢条件、人口動態ほかの地域特性に関わる情報を収集・整理し、支援町会ごとの基礎資料を作成すること。

#### イ 取組内容の企画及び取組の支援（1町会につき4回程度）

取組内容については、各支援町会の地域特性を踏まえて監督員と調整した上で企画すること。なお、支援1年目の取組は次を基本とする。

また、取組の支援にあたっては、監督員を補助するとともに協力して実施すること。なお、取組の支援における必要な備品や費用等は本業務に含むものとする。

##### a 防災まちづくりの取組の開始の周知

防災に関する講演等を支援町会の役員会等において実施

##### b 防災意識調査アンケート

防災に関するアンケートを作成し、支援町会へ配布・回収した上で集計（配布・回収は支援町会が実施）

##### c 防災まち歩き

支援町会内のルートを作成し、主に支援町会役員を対象としたまち歩きの実施を補助

##### d 地域の防災カルテづくり

b、cを踏まえて防災に関するテーマを設定し、主に支援町会役員を対象とした意見交換を補助

#### ウ 取組の実施前後のチラシの作成

取組の実施前に作成するチラシについては、過年度に作成したものを参考にするとともに、地域住民の参加を促す内容とすること。

取組の実施後に作成するチラシについては、過年度に作成したものを参考にするとともに、実施内容だけでなく、地域の魅力等も発信できる内容とすること。

掲載内容は、支援町会の要望等に応じて、監督員と調整した上で作成すること。

#### エ チラシの印刷

チラシの印刷については、年間を通じて適宜行うこと。なお、1町会あたりの年間の合計印刷部数は、A3両面カラー（普通紙）を2,000部程度、A3両面白黒（普通紙）を1,000部程度とする。

チラシの配布については本市が実施することを基本とする。

#### (2) 報告書の作成

報告書については、(1)の業務内容を取りまとめること。

#### (3) 打合せ記録の作成

本業務の初回、中間時、納品時を含めて、受注者は監督員と適宜打合せ協議を行うこと。

また、地域住民等との打合せにも必要に応じて同席し、記録を作成すること。なお、地域住民との打合せに同席する際は資料の印刷を行うこと。印刷については、(1)エの部数に含むものとする。

### 6 契約方式

随意契約（公募型プロポーザル方式）

### 7 事業規模（予算概算額）

5,837,700円（消費税額及び地方消費税額を含む）

※上記金額は、契約時の予定金額を示すものではなく、上限を示すものです。

### 8 参加資格

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 「令和6年度 地域住民との協働による防災まちづくり支援業務委託(令和6年度開始地区)公募要領」(以下「本公募要領」という。)に定める条件及び法令を遵守し、本事業を行う資力、能力等を有する法人であること。

(4) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等または同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

(5) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項または第2項の規定に違反している事実がないこと。

(6) 委託契約その他の契約を締結するにあたり、相手方が前2号のいずれかに該当することを知りなが

ら、当該者と契約を締結していないこと。

- (7) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の当該契約に対応するとして定めた業種・種目について掲載されている者であること（業種コード：12 建設コンサル、種目コード：12 都市計画）。
- (8) 自治体が発注する「住民参加型の業務」（業務例：地区計画策定に向けた住民ワークショップの企画・運営、地域別防災マップの作成に向けた住民ワークショップの企画・運営など）及び「防災関連の業務」（業務例：防災に関する計画策定支援、災害ハザードマップの作成支援、災害事例に関する解析と検証など）の業務実績があること。

## 9 手続日程（予定）

募集開始	令和6年2月16日（金）
参加意向申出書提出締切	令和6年2月27日（火）
提案資格確認結果通知書送付	令和6年2月28日（水）
質問受付開始	令和6年2月28日（水）
質問提出締切	令和6年3月4日（月）
質問回答送付	令和6年3月6日（水）
企画提案書等の提出締切	令和6年3月11日（月）
プロポーザル評価委員会の開催	令和6年3月15日（金）
審査結果通知	令和6年3月末日まで

## 10 担当部署

書類の提出、問い合わせ先は次のとおりです。

部署・担当者名	まちづくり局市街地整備部防災まちづくり推進課 鈴木、浅井、林
所在地	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎19階
電話番号	044-200-3428
電子メール	50bomati@city.kawasaki.jp
受付時間	午前8時30分～午後5時15分（閉庁日及び正午～午後1時を除く）

## 11 応募手続

### (1) 応募書類の配布

応募書類は、令和6年2月16日（金）から2月27日（火）までの間、市ホームページからダウンロードできます。また、10に記載の担当部署でも配布します。

必要書類	①参加意向申出書（様式1） ②8(8)に示す業務実績（概要、発注者、金額等）を記した書類※任意書式
提出方法	郵送又は持参 ※郵送の場合は書留郵便等の配達した記録が残るもの
提出締切	令和6年2月27日（火） ※当日必着

### (2) 提案資格確認結果通知書の交付

「参加意向申出書（様式1）」を提出した者には、資格の有無を確認し、令和6年2月28日（水）

に電子メールで「提案資格確認結果通知書（様式2）」を送付します。

※「提案資格なし」との通知を受け取った者は、通知を受け取った日から7日以内に書面によりその理由の説明を求められます。

(3) 質問の提出・回答

質問がある場合は、令和6年2月28日（水）から令和6年3月4日（月）までに文書（様式自由）を電子メールで送付してください。

回答は令和6年3月6日（水）に電子メールで提案予定事業者全員に送付します。

(4) 企画提案書等の提出

「提案資格あり」と確認された者は、次のとおり必要書類を提出してください。

必要書類	① 企画提案書：(5)に従い、当該業務の企画提案内容を記載 ② 見積書：積算根拠がわかるよう区分（業務原価、直接人件費、直接経費（積上げ計上分）一般管理費等）ごとの内訳を記載 ③ 会社概要書：名称、所在地、資本金、主な業務内容、社員数などを記載（パンフレット可）
提出部数	①：データ（PDF形式）一式 及び データを印刷したもの 1部 ②、③：原本1部
提出方法	郵送又は持参 ※郵送の場合は書留郵便等の配達した記録が残るもの
提出期日	令和6年3月11日（月）※必着

(5) 企画提案書の記載事項等

次の①～⑤の項目別に記載してください。なお、ページ数の上限はありませんが、プレゼンテーションの時間内に説明できる分量とし、文字の大きさ等については、見やすさに配慮した資料としてください。また、提案事業者の企業名を類推できる記載はしないでください。

①提案事業者及び配置する担当者の実績

提案事業者及び配置する担当者の業務経歴、近年の主な類似業務の件名、発注者、受注形態、金額、履行期間、業務概要、本件の検討に有効な類似性の特徴などを記載すること。

②取組方針

業務における課題と、その課題に対処するための取組方針を記載すること。

③取組内容

委託仕様書の業務内容の各項目における具体的な取組内容を記載すること。

④業務実績を踏まえた工夫

本業務の実施にあたり、配置する担当者の業務実績を踏まえて工夫した取組内容を記載すること。

⑤スケジュール・実施体制

業務実施スケジュール及び業務実施体制を記載すること。

12 プロポーザル評価委員会

(1) 開催概要（予定）

日時	令和6年3月15日（金）
----	--------------

	※参集時間は提案事業者ごとに異なりますので、別途、個別に通知します。
会場	川崎市役所本庁舎 16 階 1603 会議室 (所在地：川崎市川崎区宮本町1番地)
参集場所	川崎市役所本庁舎 19 階 まちづくり局市街地整備部防災まちづくり推進課 ※参集場所から会場へは担当者がご案内します。
内容	説明（プレゼンテーション）20 分、質疑応答 10 分 ※上記時間は予定であり、参集時間の通知の際に説明・質疑応答の時間をお知らせします。 ※モニターの用意はありますので、使用する場合は書類提出時にご連絡ください。 (パソコン及びケーブルはご持参ください。) ※契約後に本業務に中心として携わる人が企画提案書の作成及びプレゼンテーションを行ってください。なお、出席者は3名以内とします。

(2) 評価委員

所属
まちづくり局市街地整備部長（審査委員長）
まちづくり局総務部企画課長
まちづくり局市街地整備部防災まちづくり推進課長
市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課長
市民文化局コミュニティ推進部区政推進課長

(3) 評価基準

評価項目	配点
<b>1 実施体制等</b>	<b>45</b>
(1) 実施体制	10
(2) 類似業務の実績	20
(3) 実施能力	15
<b>2 企画提案力</b>	<b>95</b>
(1) 資料作成	15
(2) 実施方針	35
(3) 独自視点及び創意工夫	35
(4) 見積書の妥当性	10
<b>3 プレゼンテーション</b>	<b>60</b>
(1) 説明能力	10
(2) 質疑応答	10
(3) 担当者の能力	15
(4) 意欲	15
(5) その他	10

合計	200
----	-----

※合計点が同点の場合は、「企画提案力」の得点が高い者を選定し、「企画提案力」も同点の場合は、見積金額の低い者を選定します。

### 13 結果通知

審査結果は、令和6年3月末日までに電子メールで「結果通知書（様式4）」を送付します。

### 14 その他

- (1) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とします。
- (2) 提出された企画提案書等は、返却しません。
- (3) 契約保証金について、川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第33条各号に該当する場合は、免除します。
- (4) 契約書の作成は、必要とします。
- (5) 川崎市契約規則等の契約に関する条項等は、川崎市ホームページで閲覧できます。  
(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)
- (6) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (7) 関連情報を入手するための窓口は「10 担当部署」と同じです。
- (8) 参加意向申出書を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式3）を提出してください。
- (9) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和6年3月頃）を要します。